

(意見書案第36号)

介護報酬の改善を求める意見書

高齢社会の進展に伴う介護サービスに対するニーズの高まりを受け、社会全体で高齢者を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度がスタートした。

しかし、過去2回の報酬改定では、報酬の引き下げが行われ、介護事業所の経営は一層厳しさを増し、人件費を上げることもままならない状況にある。そのため、この間退職した介護職員の割合はおよそ22%と、全産業の平均離職率の16%を6ポイントも上回った。さらに、募集しても応募そのものがないなどの状況が顕著にあらわれてきている。また、今年の介護福祉士養成学校の入学者数が、定員2万7千人に対して64%しか満たしていないことも判明した。

介護保険事業者は、日ごろから経費削減に取り組み、人材不足にもかかわらず、より質の高いサービスの提供に向けて多大な努力を重ねている。しかし、介護職は高度な専門性が求められる仕事でありながら、それに見合った報酬が保証されていないことや、身体的・精神的にも厳しい労働であることから、職員の人材確保が困難となっている。このままでは介護保険制度の崩壊にもつながりかねないこともあり、先の通常国会では超党派による議員立法で介護従事者の処遇改善法案が全会一致で成立し介護保険制度改善の一步を踏み出した。

しかし、来年4月の次期改定で介護報酬がまた下がれば、介護事業者の経営はさらに悪化し、介護従事者処遇改善法による職員の処遇改善も画餅となってしまう、介護保険制度の根幹に重大な影響を与えるものである。

よって、国においては、介護保険事業の安定的発展と職員の処遇改善に向け、介護報酬を引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長 }
参議院議長 } 宛
内閣総理大臣 }
財務大臣 }
厚生労働大臣 }